

**神戸市放課後児童クラブ（学童保育）利用料
債権回収等業務
公募型プロポーザル募集要領**

1. 業務名

神戸市放課後児童クラブ（学童保育）利用料債権回収等業務

2. 業務内容に関する事項

(1) 業務目的と概要

神戸市放課後児童クラブ（学童保育）利用料債権について、専門的な知識と経験を有する事業者に回収業務を委託することにより、回収を促進し、制度の適正な運用を図る。

(2) 業務の内容

別添「神戸市放課後児童クラブ（学童保育）利用料債権回収等業務 仕様書」のとおり

(3) 委託債権の概要

委託債権の状況	未収金が生じている債権及びその他債権のうち、神戸市が指定する債権 ※原則、委託年度の2年度前の年度末までの債権 ※必要に応じて対象債権の追加等を行うことができるものとする。
委託債権の金額、件数等	約 19,234 千円、約 949 件（令和5年度末実績） ※契約締結までに件数、金額の変動あり

(4) 契約額 成功報酬として上限 5,000,000 円（消費税及び地方消費税込み）

成功報酬率は定率 25%（消費税及び地方消費税を別途付加）とする。

(5) 契約期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(6) 履行場所

受託者の事務所等委託業務を実施する場所

(7) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

- ・神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。
- ・なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

- ・神戸市は、債務者から受託者に支払があった金額に成功報酬率（消費税及び地方消費税を含む）を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を、委託費として受託者に支払う。

(3) 契約書案

別紙1（頭書及び委託契約約款等）参照

(4) その他

- ・契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第30条の2に規定する弁護士法人、又は債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条の法務大臣の許可を受けた債権管理回収会社であること
- (2) 債権回収会社にあつては、提案書提出日において、債権管理回収業に関する特別措置法第23条の規定による改善命令を受けていないこと
- (3) 継続して健全な業務を実施することができる安定した経営能力を有すること
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- (5) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる企業等でないこと
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う企業等でないこと
- (8) 納期が到来している所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税を滞納していないこと。かつ企業等の代表者がこれらの税金を滞納していないこと
- (9) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (10) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (11) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合も含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと

5. スケジュール

- | | |
|----------------|-------------------------|
| (1) 公募開始日 | 令和7年1月28日（火曜） |
| (2) 質問期限 | 令和7年2月7日（金曜）午後5時まで（必着） |
| (3) 質問に対する回答 | 令和7年2月14日（金曜）（予定） |
| (4) 参加申込 | 令和7年2月21日（金曜）午後5時まで（必着） |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和7年3月7日（金曜）午後5時まで（必着） |
- ※プレゼン審査は行わず、企画提案書のみでの書面による審査を行う。
- | | |
|---------------|--------------|
| (6) 選定結果の通知 | 令和7年3月中旬 |
| (7) 契約締結・事業開始 | 令和7年4月1日（火曜） |

6. 参加申込及び質問の受付に関する事項

(1) 参加申請手続き

ア 受付期間 令和7年1月28日から令和7年2月21日17時まで

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1

項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

- イ 提出書類
- 1.参加申込書
 - 2.会社概要、団体概要（任意様式）
 - 3.登記簿謄本又は登記事項に関する全部証明（写し可）
 - 4.国税の納税証明書（写し可）
 - 5.神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書
- ※上記3,4は提出時点で発行日より3カ月以内のもの
※令和5・6年度 神戸市競争入札参加資格を有する場合
3,4,5の提出は省略可
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出場所 神戸市こども家庭局こども青少年課（神戸市役所1号館7階）
Eメール：gakudou_research@city.kobe.lg.jp

(2) 質問の受付

- ア 受付期間 令和7年2月7日17時まで
- イ 提出方法 別紙「質問票」に記載し、Eメールにより提出すること
- ウ 回答参加者全者に対して、令和7年2月14日にEメールにより回答予定

7. 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年1月28日（火曜）～ 令和7年3月7日（金曜）午後5時まで（必着）

(2) 提出場所

本要領10に定める担当部署

(3) 提出方法

持参又は郵送・宅配とする。

※持参による場合は、事前に電話連絡すること

※郵送・宅配の場合は、送付記録が残る方法により令和7年3月7日（金曜）午後5時まで
に提出場所に必着とすること

(4) 提出書類

以下に掲げる書類を各1部

①（弁護士法人の場合）弁護士又は弁護士法人であることが確認できる書類

（債権回収業者の場合）許可番号、営業許可年月日、商号、代表者、本店所在地が確認で
きる書類

②事業経歴書及び業績報告書

※任意様式(直近事業年度の決算報告書、会社概要、パンフレット等で可)

※類似事業に関わった実績があれば、その内容がわかる資料を添付すること

③企画提案書

・企画提案書はA4版とし、枚数は15ページ以内、使用言語は日本語とする。

・正本1部及び副本1部の合計2部を提出すること

※正本は、提案事業者名入りの表紙を付けること

※副本は、いずれのページにも提案事業者名および提案事業者名を類推させるロゴ等を一切
記載しないこと

※正本・副本とも、表紙及び目次をつけ、各ページの下部にページ番号を付すこと

- ・企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
 - (i) 実施方針
 - (ii) 実施計画
 - (iii) 実施体制
 - (iv) 実施内容
 - (v) 成功報酬率の見積
- ・企画提案書作成上の留意点
 - ア 文字は判読しやすい大きさとする（図の使用可）。
 - イ 専門的な用語については、簡潔に説明をつけること

④事業者概要のわかる書類

- ・事業者概要パンフレット
- ・事業経歴書（直近事業年度までの経歴・沿革を記載）
- ・直近の決算書

8. 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す評価項目に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

審査項目		内容	配点		
1	業務実施方針	本業務の目的を理解し、業務実施方針が提案されているか。	5		
2	業務実施計画	業務を効率的に実施するためのフロー、実施スケジュールが示されているか。	5		
3	実施体制	体制	人員配置計画、勤務体制は妥当か。	10	30
		専門性	金銭債権の回収業務の実績を有し、成果を挙げているか。	10	
		個人情報保護	個人情報の適正な保護の方策等が示されているか。	10	
4	実施内容	催告	効果的な催告方法や手順等が具体的に記載されているか。	10	35
		相談業務への対応	債務者からの問い合わせ、苦情、要望等の相談業務への対応、管理方法が明記されているか。	10	
		収納金の保管・払込業務	集金及び入金の実施方法が明記されているか。	5	
		報告業務	連絡及び報告の実施方法が具体的に記載されているか。	5	
		分納管理事務	分納者の管理方法が具体的に記載されているか。	5	
5	成功報酬率	提案された成功報酬率は適切か。	10		
6	地元発注	<ul style="list-style-type: none"> ・地元発注（本社を市内に有する者）10点 ・準地元企業（法人市民税の課税対象となる支店・営業所等を市内に有する者）5点 ・その他0点 	10		
7	その他	本業務の効果を高めるために、独自の具体的な提案がなされているか。また、その内容は妥当か。	5		
合 計			100		

(2) 評価基準

- ・基準点については、下記の通り 1～5 の評価を行う。配点が 10 点の項目は、基準点に乗数として 2 を掛け合わせる。

基準点	評価内容
5	特に優れている
4	優れている
3	普通
2	やや不十分
1	不十分

(3) 選定方法

- ①本企画提案の審査については、本業務の受託候補者に係る選定委員会による提案審査会において審査を行い、その意見を受けて受託候補者を選定する。また、最低基準点（60 点）を満たす事業者がない場合は、選定をしない可能性がある。
- ②選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ③審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、類似業務実績の点数が高い事業者を受託候補者として決定する。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ①選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ②他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(5) 選定結果の通知及び公表

- ・評価結果及び選定結果は、決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

(6) 契約の締結

- ①上記により選定された契約候補者と協議のうえ契約を締結する。
(契約候補者の辞退等があった場合、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする)
- ②契約候補者として選定された場合、契約完了までは「委託予定先」としての位置づけとなる。なお、実施の準備行為等に係る経費が発生していても市に請求することはできない。
- ③本契約に係る令和 8 年度以降の神戸市一般会計予算が成立しない場合は、本件にかかる委託契約を解除することがある。

9. 提案に要する費用、条件等

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) すべての企画提案書は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情

報公開条例に基づく公開を除く)。

- (5) 企画提案書の提出後に、審査委員会への参加を辞退する場合は、速やかに連絡すると共に「参加辞退届」を電子メールにて提出すること
- (6) 提出期限内に企画提案書の提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。
- (7) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (8) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (9) 委託契約の締結については、神戸市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- (10) 本募集要領に定めのない事項については、別途協議によるものとする。

10. 担当部署（書類提出先・問合せ先）

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

神戸市こども家庭局こども青少年課 森井・中村

電話番号：078-322-5210

Eメール：gakudou_research@city.kobe.lg.jp